

教職員の引率旅行の旅費の調整について

1 宿泊料及び宿泊諸費

宿泊料は、普通旅費の例による。

宿泊諸費は、夕食代、朝食代がともに定められている場合は、その額を支給する。

ただし、その額が定額を超えている場合は、定額を支給する。

なお、宿泊料金に食事代が含まれており、区分することが困難な場合については、次のとおりとする。

(1) 1泊2食付きの宿泊料金の場合

宿泊諸費は、定額を支給する。

宿泊料金から、宿泊諸費の定額を差し引いた額を宿泊料として支給する。その額が宿泊料の上限額を超える場合は、上限額を支給する。

(2) 1泊朝食（又は夕食）付きの宿泊料金と夕食代（又は朝食代）がそれぞれ定められている場合

宿泊諸費は、定額を支給する。

ただし、宿泊料金と区分されている夕食代（又は朝食代）が、宿泊諸費の定額より安価な場合は、その差額を宿泊料金から差し引いた額を宿泊料として支給する。

差引後の宿泊料金の額が、宿泊料の上限額を超える場合、宿泊料は、上限額を支給する。

2 旅行雑費

普通旅費の例による。

3 その他

旅行命令権者が必要と認める場合は、観光船舶、観光バス及び貸切バスの経費（1人当たり所要額）を支給する。

なお、貸切バスの経費については、バス代、有料道路代、駐車場代、バスの航送料及び乗務員経費を認める。

教職員の引率旅行の旅費の調整にかかる Q & A

Q 1 修学旅行で、乙地方の区分の地域に、1泊2食付き 8,600 円（宿泊料と宿泊諸費に区別不可）で宿泊した。この場合、宿泊にかかる経費はいくら支給されるか。

A 1 乙地方の宿泊料（いわゆる素泊まり料。税・サ込みの額）の上限は 7,300 円、宿泊諸費は定額で 2,500 円である。宿泊料が 1泊2食付きで、宿泊料と宿泊諸費に区分することができなければ、宿泊諸費は定額を支給し、8,600 円から宿泊諸費の定額を差し引いた額を宿泊料として支給する。

Q 2 乙地方の宿泊施設に 1泊朝食付き 7,500 円（区別不可）で宿泊し、夕食は 1,000 円のお弁当だった。この場合、宿泊にかかる経費はいくら支給されるか。

A 2 夕食代、朝食代がともに定められていないため、宿泊諸費は定額の 2,500 円を支給する。ただし、夕食代が 1,000 円と宿泊諸費の定額より安価なことから、定額との差額を支払った宿泊料から差し引いた額を宿泊料として支給する。

（別添「引率旅行にかかる宿泊料・宿泊諸費の支給額例」参照）